

高槻市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づく、たかつき地球温暖化対策アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を推進するため、同法第20条の4に規定する地方公共団体実行計画協議会として、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アクションプランの策定及び見直しに関して協議すること。
- (2) アクションプランの実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業等関係者
- (3) 市民活動団体等を代表する者
- (4) 地球温暖化防止活動推進員
- (5) 公募市民
- (6) 関係行政機関
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会

長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。